

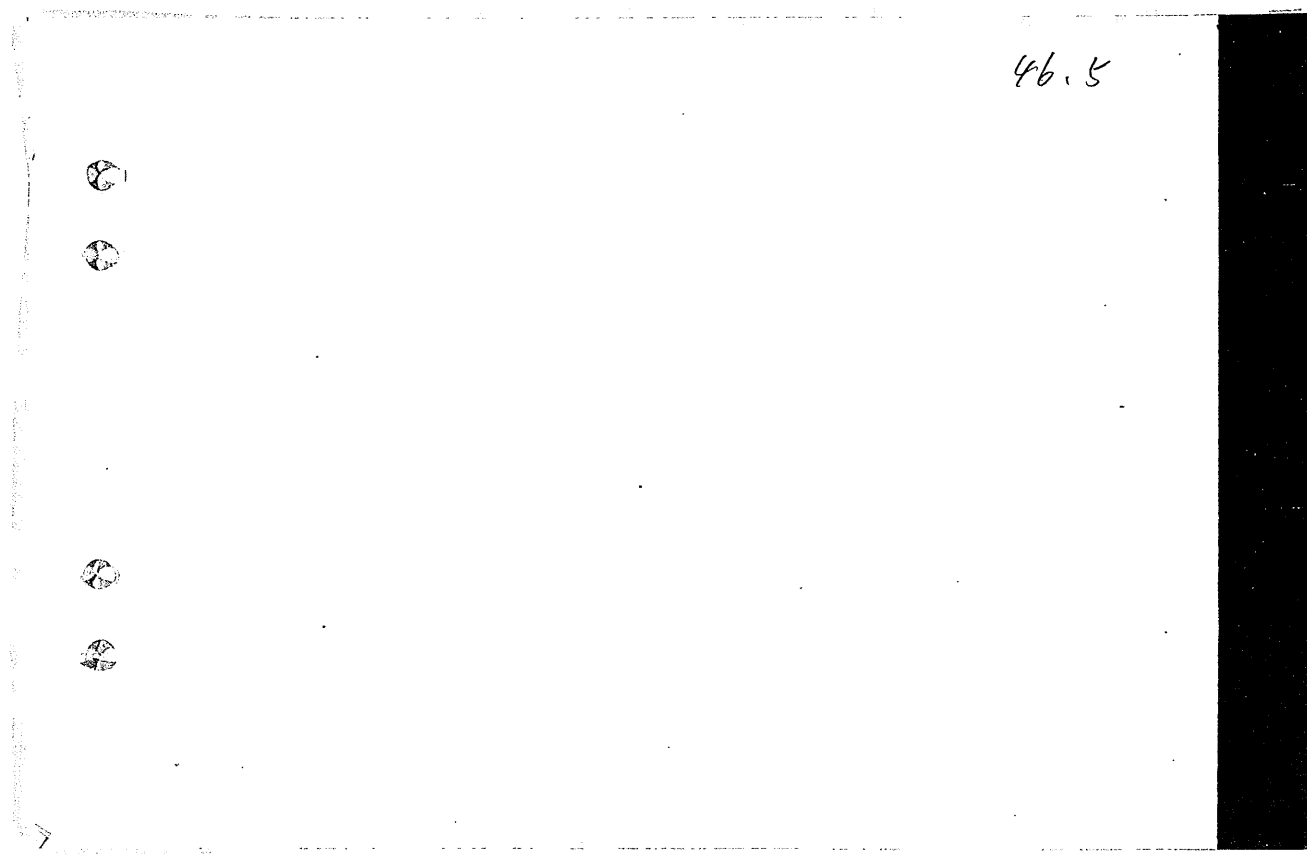
琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
府援助琉球政府・財政問題(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43571

76.5

沖
繩
運
取
者
形
念
年
念



秘密標記 (赤色)

アメリカ局長

参事官
北米才一課長

金子

第 262 号
昭和 46 年 5 月 12 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

沖縄退職教職員年金に関する陳情

引用公・電信
日付・番号

今般、沖縄退職教職員年金獲得期成

会長 島袋正輝、沖縄教職員会事務局長

田場盛徳、私立学校振興会理事長 祖摩

剛、了比加来訪し、別添退職年金是正

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

1284

在外公館

- 首席事務官
- 総務
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力才外
- 局庶務



に因する要請決議を提示し、当代表事務所の
の協力方を要請した上で、関係書類御検討の上
何分の御指示を賜わりたい。

GA-4

外務省

一九七一年五月七日

沖縄県那覇市字松尾一八三・教育会館内
沖縄退職教職員年金獲得期成会
会長 島 袋 正 輝
沖縄教職員会
会長 平 敷 勝 男

殿

沖縄退職教職員年金是正要求大会において、別紙のとおり決議
いたしました。御検討の上、早急に解決していただきませうより要
請します。

退職年金は正に關する要請決議

公立学校共済組合法の適用を受ける退職教職員の年金額は南西諸島恩給特例法による恩給額の凡そ三倍に達していません。後者の年額が前者の年額の約三分の一という不均衡や不合理は全く理解に苦しむものであります。

前記早期退職者の不利益は正に要する経費は年間三〇万弗で足りると推計されます。

しかるに、現行共済組合の事業執行のために政府が支出する経費は年額約二三〇万弗に達し、前記三〇万弗はその額の一三%に過ぎないのであります。

又復帰時における早期退職者の平均余命は八年以下であるので、短期負担で解消するものであります。

一九六九年七月一日施行の公立学校共済組合法は日本並みの共済年金を支給するより公務員年金法の改善が大巾に行なわれたが、この改善は法の施行日以前にさかのぼつて一九六六年七月一日の公務員年金法の施行日までそ及適用されたが前記早期退職者は依然として見捨てられていました。

一九六六年七月一日施行公務員年金法の立法の際、早期退職者を見捨てるについては、その不合理性は認めながらも次の二つの理由で見送られました。

(1) 「法の施行以前の退職者に法をそ及適用することは困難である」

(2) 「予算が多額に上るのでどこかで切らねばならない」
以上の理由により不十分な点は後で改善することにして一応、法を
出発させることになつたのであります。

前述の現行の事実から(1)の理由も(2)の理由も今日では通用しなくなつています。

私たちはこの際、本土政府と琉球政府が一体となつて、次の年金の不均衡と不合理を是正するよう強く要求します。

記

行政分離以後、一九六六年六月三〇日までに早期退職した教職

1969.7.1
先生
70.7.1施行
退職年金

退職年金

員に対して公立学校職員共済~~年~~法をそ及適用すること。
南西諸島恩給特例法を本土並みに、抜本的是正をなすこと。
右決議する。

一九七一年三月二十四日

恩給同

沖縄退職教職員年金是正要求大会

元南西諸島官公署職員等の身分・恩給等の
特別措置に関する法律の抜本的改正について

1、恩給審議会：内閣総理大臣の諮問に応じて昭和41年4月に
設置。総会を開く事43回、全国各地で公聴会を
開く事8回、昭和43年3月総理大臣に答申

2、恩給審議会答申より抜粋

6、琉球政府職員についての恩給の基礎俸給に関する問題

ア 問題点

(ア)琉球政府職員を退職したことにより恩給を受ける場合に
おける恩給年額計算の基礎となる俸給年額は琉球政府職
員となる前の公務員としての最終の俸給年額に琉球政府
職員として在職した期間一年につきその俸給年額の4.5
割に相当する額を加えた額とされているが、これを改め
るかの問題である。

イ 意見

琉球政府職員については、一定の要件を具備した場合
には、単にその職員としての在職期間を通算するにとど
まらず、本土の公務員とみなして恩給法を適用している
のであるから、その恩給年額も、本土の公務員に準じて
琉球政府職員を退職した時の俸給を基礎とすることが合
理的であると思われるが、現状においては技術的な困難
性が内在するものと考えられるので、この問題の解決に
当つては、現に琉球政府職員について実施されている
「公務員退職年金法」との関連をも考慮して、今後十分
検討することが適當である。

「私注法」

(1)この時点では「公立学校職員共済組合法」及び「公務
員共済組合法」は未制定で1966.7.1より
1969.6.30の間は「公務員退職年金法」時代
である。

(2)1966年9月より1970年3月までの教職員退職
者の共済年金一人当たり平均査定額は1,584.70\$

上記退職者の南西諸島恩給特例法による恩給の一人当
り平均額は574.58\$この両者の比較は

「意見」中の「現行琉球法」による年金と特例法恩給
の不均衡を如実に示す

(3)上記「意見」に明示された通り琉球政府職員への恩給
の計算の基礎となる俸給年額はその職員の実退職時の
俸給を基礎とするのが合理的であり、現行の行政分離
時の俸給額で押える事は不合理であるとする理由は

- 1、行政分離と言つても潜在主権は日本にある
- 2、行政及び教育活動の対象に日本国憲を有する日
本人である。
- 3、行政分離は戦争責任を一億国民に代つて背負つ
たのである。

3、南西諸島恩給特例法の不合理性をついた上記意見書が提出され
て已に三年が過ぎた。結論に已に出ているのに日本政府はやると
もやらんとも言わない。

4、恩給特例法による不利益取扱を受けている者の復帰時におけ
る平均余命は8年以下である(66年7月以後の退職者は琉球法
の共済年金で本土並みの年金を買っている。66年6月に退職し
た勲奨退職者は72年には72才でありこの年令の男子の平均余
命は7.88年)

5、恩給法第2条の2

年金タル恩給の額ニ付テハ國民ノ生活水準、國家公務員の給与、
物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ジタ場合ニ付テハ変動後ノ
諸事情ヨリ総合勘案シテ速カニ改定の措置ヲ講ズルモノトス

この条文に関連して恩給審議会答申は次のように指摘している。

「----- 少なくとも消費物価指数が著しく上昇したときは、
それに応じて恩給の実質的価値が維持されるようにその年額を改
定することは、恩給年額の調整における不可欠の要件である(P4)

-----恩給受給者がかつて公務員であつた者またはその遺族であるにかんがみ、国家公務員の給与の上昇を勘案して恩給年額の調整を図ることが考えられる-----」

----（恩給の）調整を行なうにあつては消費者物価の上昇に応じて恩給年額の改定を行なつてもなお、国家公務員の給与水準と恩給との格差が著しく懸隔している場合には、それをある程度解消することにより調整することが望ましい」

6、1966年6月以前に退職した人々は沖縄法による年金法から見捨てられておるとともに本土恩給法からも十分な取扱いをされていない

この人達は戦中戦後を通じて、それぞれの分野で責任者として戦苦闘しながら環境が今日の状態まで改善されるのを待たずして退職せざるを得なかつた人々であり、最も厚くむくいられるべくして最もれい遇されている。

7、上述の如く恩給法第2条の2は国家公務員の給与と恩給との格差が著しい場合にはこれを調整すべく要求している。

「2の1の私注2」で示されておる共済年金の一人当り額は本土並みの計算によつているのでこれとその次に示された南西諸島特例恩給の額の格差を間接的に示すものである。

8、復帰すれば日本法が直接的に沖縄に施行されるので、恩給法第2条の2は上記不合理の是正を強く要求するものである。故に

9、復帰を期して上述恩給審議会答申を実現すべきである。

10、琉球政府復帰対策要綱への要請中、特例恩給に関するものは次の通りである

元南西諸島官公署職員の恩給制度

元南西諸島官公署職員の恩給制度については「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特例措置に関する法律」を本土の恩給法並みに改正し、恩給額のレベルを本土並みに引き上げるための措置を講ずること

11、本土並みの恩給とは最低限次の事項を含むべきである

(1)恩給計算の基礎となる退職時の給料とは、みなし退職以後の実

退職時の給料である事

(2)みなし退職以後の公務員としての勤務年数、その他の公務に移事した年数の通算を戦前、戦中、戦後を通じて行なう。

(3)従つて再就職時点の制限を撤廃する

(4)行政分離以後も昭和29年まで本土と同様、勤続加給、へき地加算を行なう

(5)B円時代の退職者の場合の退職時の給料はB円による給料を三倍して日円で表示した額を基礎給料とする

(6)恩給のペアを退職時にさか上つて行ふこと

12、11の最低限事項の外に次の措置を講ずることが必要である
終戦後初期の給料が本土より著しく低かつた事は本土政府がその埋め合わせとしてみなし退職の制度を布いて、特例恩給を受けながら琉球政府職員としての給料が受けられるように措置し、又その措置が琉球政府職員の待遇の劣弱をカバーする目的で行われる旨が国会答弁でも記録された事からも古い退職者ほど本土公務員よりも劣弱な給料で退職しているので仮定給料の算定にあつて調整号級をつける

13、日本中で戦地指定を受けた県は沖縄だけで他に例を見ない
非軍属の文官で戦地勤務をした者は沖縄以外には無い、それ故に終戦前後沖縄で勤務した非軍属文官にも戦務加算を行なうべきである

14、みなし退職者の特例恩給と琉球政府職員としての給料の重複受給は本土政府当局が助言して行なわせたものであり、その給料が琉球政府自作の財源から出ている事は本土各県の公務員給料が国庫補助或は交付税に大きく依存しているのとは訳が違うので重複受給分の返還を要求するのはスジが通らない（本土政府の援助が大巾に増えたのは67会計年度からで66年6月以前に退職した人達の勤務期間中の給料には日政援は入っていない）

参 考

(1) 恩給審議会答申中の

6. 琉球政府職員の恩給に関する問題

(4) 元沖縄県吏員の恩給に関する問題

ア 問題点

元沖縄県吏員恩給規則により年金を受けていた元沖縄県吏員およびその遺族に対して国が恩給を給するかどうかの問題

イ 意見

終戦に伴う不測の事態のため失われた旧沖縄県にかかわる年金権については、旧沖縄県に対する一般財産権と同様に考慮されるべき問題であり、恩給制度において処理することは適当でない。

注 「元沖縄県吏員恩給規則の規程による恩給受権者の為の恩給支給に関する特別措置」
1968.7.17立法第78号、施行日
1968.10.1

上記答申は68年3月

(2) 琉球政府は琉球政府の財産は、国家事務のための建造物や国に移管される道路などで、これを復帰時点で、国に移管されるべき債権とともに本土政府に無償で引き継ぐかわりに琉球政府の債務を本土政府が負担し、琉球政府の財産債権及び債務を個別清算せず一括して処理する方針を建てその中で本土の年金制度の復帰時点での即時適用を要求するとの事である(琉球新報 昭和46年4月12日朝刊 一面トップ)

この中に国民年金法も入っている。

注 前項元沖縄県吏員恩給の問題は、国の恩給法は国の恩給法に含まれていない恩給法の適用範囲外の問題だが、南西諸島恩給特例法の問題は恩給法の範囲内の問題である。又国民年金は共済制度であり、恩給法とは建て前が違う。行政分離がなければ、恩給を受けられた人達の恩計算の

基礎給料を実退職時の給料を基礎にする事、その他の処置を上記二例と同一視してはならない。

(3) 琉球列島米軍政本部署令第6号 1950年4月12日
琉球列島に於る軍のB円交換率

第1条 交換率の改定

1. B円50円対米貨一弗の現行交換率をB円120円対米貨1弗に改め1950年4月12日午前12時からこれを実施する。

米合衆国の米貨を介する日本新円(米貨1弗対360円)と琉球円(B円)(1弗対120円)との間対非比率から割り出した交換比率を使用することを許可する。

(4) 1958年9月16日のドル切替により従来のB円表示による給料は1弗対120B円の比率でドル表示に切り替えられている。

実例 元城北小学校長(1958年10月1日現在)長嶺朝昂氏の場合(履歴書による)

1958年10月1日付15級2号(96.50\$)に昇給発令

当時の号給表は1957年7月1日改訂のもので次の改訂は1959年7月1日

(人事委員長 棚原勇吉著 琉球政府公務員給与詳解による)

1958年10月1日の15級2号俸は上記資料から1957年7月改訂のB円表示の給料をドル換算してドル表示に切換えられたものと解される。

1957年7月1日改訂の号給表によれば

15級2号俸は11,580B円

1\$対120B円による換算額 96.50\$で上記15級2号に対するかつこ内金額と完全に一致する

一致する

